

横須賀市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援することを目的に実施する横須賀市産後ケア事業（以下「本事業」という。）については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利用対象者)

第2条 本事業の利用対象者は、市内に住所を有する出産日（早産の場合にあっては、出産予定日）以後1年未満の母子（産後に心身の不調を抱える流産又は死産を経験した者も含み、訪問型にあっては父、デイケア及びショートステイにあっては1歳から小学校就学の始期に達するまでの兄弟児を含む。この項において同じ。）であって、心身のケアや育児のサポート等を必要とする者その他市長が認める者とする。ただし、母子のいずれかが医療行為を受けている者又は感染症状がある者である場合の当該母子は除く。

(実施機関)

第3条 本事業は、市内の助産所等（以下「委託事業者」という。）に委託して行う。

(事業内容)

第4条 本事業は、第2条に規定する利用対象者に対し、当該利用対象者の必要に応じて、次に掲げる実施方法より母体ケア及び乳児ケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を行うものとする。

- (1) デイケア 午前10時から午後5時まで
- (2) ショートステイ 午前10時から翌日の午後2時まで
- (3) 訪問型 平日午前9時から午後4時までのうち2時間以内

2 前項の母体ケア、乳児ケア及び今後の育児に資する指導等は次に掲げる内容とする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房手当及び乳房トラブルケア
- (3) 授乳方法
- (4) 沐浴方法
- (5) 乳児の発育及び発達の観察
- (6) 乳児の体重及び排泄の観察
- (7) スキンケア

(8) その他必要とする育児指導

(利用回数)

第5条 本事業の利用回数の限度は、次の各号に掲げる実施方法の区分に応じ、当該各号に定める回数とする。ただし、実施方法を組み合わせて利用する場合にあっては、通算して7回（多胎児の場合は14回。ショートステイは1泊を1回とする）を限度とする。

(1) デイケア 7回

(2) ショートステイ 6回（多胎児の場合は12回）

(3) 訪問型 7回

(利用申請)

第6条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、横須賀市産後ケア事業利用申請書（第1号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書の同意事項に基づく調査によって、生活保護法の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）であること又は当該年度（4月及び5月に申請する場合は、前年度）の市民税が非課税であることが確認できない場合は、市長は、これらを証明する書類の提出を求めることができる。

3 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、本事業を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3日前までに第1項の書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査した上で利用の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、横須賀市産後ケア事業利用決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(変更又は中止申請)

第8条 前条の規定による利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用内容を変更し、又は利用を中止しようとする場合は、利用日の2日前の午後4時までに、横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

る。この場合においては、市長は、委託事業者に当該変更等があった旨を連絡するものとする。

(利用者の自己負担額)

第9条 利用者は、本事業に要する費用の一部（以下「自己負担額」という。）を負担しなければならない。

2 自己負担額は、別表第1のとおりとする。

3 利用者は、自己負担金を直接委託事業者に支払うものとする。

4 利用者は、前条第1項の規定による期日までに連絡なく利用を変更し、又は中止した場合は、別表第1に定める自己負担額に相当する額を委託事業者を支払わなければならない。ただし、訪問型及び医師の判断により退院が延期となったことにより利用を中止した場合は、この限りでない。

(実施報告等)

第10条 委託事業者は、当該月の利用者の個別の利用状況についての横須賀市産後ケア事業実施報告書及び横須賀市産後ケア事業委託料請求書を翌月10日までに提出するものとする。

2 加算委託料の支払いを受けようとする委託事業者は、前項の請求書に、当該月の本事業に従事する職員の勤務体制及び勤務実績を証する書類を添えて提出するものとする。

(委託料)

第11条 市長は、委託事業者から前条による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託料及び加算委託料を支払うものとする。

2 委託料及び加算委託料の額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市産後ケア事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第9条第2項、第4項関係）

※金額は、1回（ショートステイにあつては1日）あたり。

| 種別 | 世帯の階層区分 | | 基本額 | 減免額 | 自己負担額 |
|---------|---------|---------------------------------------|--------|--------|--------|
| デイケア | A階層 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。） | 6,000円 | 6,000円 | 0円 |
| | B階層 | 当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 | | 5,000円 | 1,000円 |
| | C階層 | A階層及びB階層に属さない世帯 | | 2,500円 | 3,500円 |
| ショートステイ | A階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） | 6,500円 | 6,500円 | 0円 |
| | B階層 | 当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 | | 5,000円 | 1,500円 |
| | C階層 | A階層及びB階層に属さない世帯 | | 2,500円 | 4,000円 |
| 訪問型 | A階層 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。） | 6,000円 | 6,000円 | 0円 |
| | B階層 | 当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 | | 5,000円 | 1,000円 |
| | C階層 | A階層及びB階層に属さない世帯 | | 2,500円 | 3,500円 |

別表第2（第11条第2項関係）

1 種別委託料

※金額は、1回（ショートステイにあつては1日）あたり。

| | デイケア | ショートステイ | 訪問型 | 第9条第4項に規定する場合 | |
|----------|---------|---------|---------|---------------|---------|
| | | | | デイケア | ショートステイ |
| 市民税課税世帯 | 13,500円 | 26,000円 | 8,500円 | 1,000円 | 5,500円 |
| 市民税非課税世帯 | 16,000円 | 28,500円 | 11,000円 | 3,500円 | 8,000円 |
| 生活保護世帯 | 17,000円 | 30,000円 | 12,000円 | 4,500円 | 9,500円 |
| 多胎児加算 | 17,000円 | 30,000円 | 12,000円 | | |

2 加算委託料

| | |
|--|-------------------|
| デイケア及びショートステイについて、兄弟児や生後4カ月以上1歳未満の児を受け入れる事業者への加算 | 1事業者当たり月額182,900円 |
| ショートステイについて、夜間に職員配置を2名以上に行っている事業者への加算 | 1事業者当たり月額256,700円 |

第 1 号様式（第 6 条第 1 項関係）

横須賀市産後ケア事業利用申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
申請者
氏 名

| | | | | |
|----------------|---|--|------|--|
| 対 象 者 (妊産婦) | 住 所 | | | |
| | フリガナ 氏 名 | | 生年月日 | |
| | 電話番号 | | | |
| 乳 児 | フリガナ 氏 名 | | 性 別 | |
| | | | 生年月日 | |
| 世帯区分 | | | | |
| 同 意 書 | <p>(1) 産後ケア事業の利用等に関する情報等について、委託事業所と情報共有することに同意します。</p> <p>(2) 産後ケア事業の利用承認にあたり、市税等に関する情報の調査に同意します。</p> <p>(3) 利用時の状況等に関する情報について、横須賀市の母子保健事業に利用することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意する</p> | | | |
| 事務処理欄 | | | | |

第2号様式（第7条第2項関係）

住 所

氏 名

横須賀市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日

年 月 日付けで申請のあった横須賀市産後ケア事業の利用については、次のとおり決定しました。

横須賀市長



| | |
|---------------------------|--|
| 対象者名（妊産婦） | |
| 出産日（予定日） | |
| 利用承認期間 | |
| 利用可能回数 | |
| 世帯区分 | |
| 利用料金 | |
| 注意事項 | |
| 利用変更・中止した場合のキャンセル料（自己負担額） | |

第3号様式（第8条第1項関係）

横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所
申請者 氏 名

| | | | | |
|-----------|-------------|--|-------|--|
| 対象者（妊産婦） | 住 所 | | | |
| | フリガナ 氏 名 | | 生年月日 | |
| 変更（中止）理由 | | | | |
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | | 変 更 後 | |
| | | | | |
| 事 務 処 理 欄 | | | | |

第 4 号様式（第 8 条第 2 項関係）

横須賀市産後ケア事業利用変更（中止）決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった横須賀市産後ケア事業の利用変更（中止）については、次のとおり決定しました。

横須賀市長

印

| | | |
|-----------|-------|-------|
| 対象者名（妊産婦） | | |
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| | | |
| 備 考 欄 | | |